

役員報酬基準

(月額報酬の決定)

第1条 役員報酬規程第4条の月額報酬の額は、下表の範囲内で理事長が決定する。

単位：万円

	報 酬 額
理 事 長	100～140
専 務 理 事	80～100
理 事	60～ 80

(特別手当額の決定)

第2条 特別手当額の年間支給額は、当該役員の月額報酬額の5ヵ月分を上回らないものとする。

なお、役員報酬規程第6条(1)(2)(期中途の就退任、役職変更)については次による。

- 1 役員が期中途中で就任又は退任した場合は、在任月数で按分する。
- 2 役員が期中途中で役職変更があった場合は、変更前及び変更後のそれぞれの在任月数により決定する。

附則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

(平成18年3月31日 理事会にて決定)